

5 健第 8 7 4 3 号
令和 5 年 1 月 1 6 日

対象医療機関の長 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

看護補助者処遇改善事業に係る賃金改善開始の報告について (通知)

このことについて、令和 5 年 1 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、下記 1 のとおり標記事業が実施されることとなりましたので、お知らせします。

つきましては、当該事業による補助金の交付を受けるためには、令和 6 年 2 月から対象職員の賃金改善を開始した旨を県に報告する必要がありますので、下記 2 により提出願います。

記

1 概要

- (1) 看護補助者処遇改善事業の実施について (実施要綱)
- (2) 看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書の手引き
- (3) 看護補助者処遇改善事業補助金に関する Q & A (初版)

2 提出書類等

(1) 提出書類

○「看護補助者処遇改善事業に係る賃金改善開始 (予定) の報告」

(2) 提出期限

令和 6 年 2 月 2 9 日

(3) 提出方法・提出先

ア 郵送の場合 (期限日の消印有効)

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

福島県保健福祉部医療人材対策室 看護職員等処遇改善事業 担当 宛

イ メールの場合 (期限日までに必着)

kango@pref.fukushima.lg.jp

看護職員等処遇改善事業 担当 宛

3 厚生労働省コールセンター等について

(1) コールセンター

厚生労働省において当該事業に関するコールセンターを開設しましたので、御活用願います。

看護補助者処遇改善事業のコールセンター

03-6744-7536

(受付時間：平日9:00～17:00)

(2) 厚生労働省ホームページ

厚生労働省において当該事業に関するホームページを開設しましたので、御確認願います。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00017.html

4 具体的な申請手続き・スケジュール

補助金の申請等具体的な手続きについては、県議会の議決を経た上で、令和6年4月以降を予定しており、今回、賃金改善を開始した旨報告いただいた医療機関に対して、別途申請手続きに関して通知いたします。

	県	医療機関
1月	対象医療機関への周知	慰労機関、法人等における給与改定手続き開始 (労使交渉等)
2月		賃金引き上げを開始 賃金改善開始(予定)の報告(2月29日〆切)
3月	議会議決	
4月	福島県看護補助者処遇 改善交付要綱の発出	
5月		補助金による賃金改善実施機関終了
6月		申請手続き(処遇改善報告書の提出)
8～9月 補助金交付		

(事務担当 医療人材対策室 菅野 電話 024-521-7222)